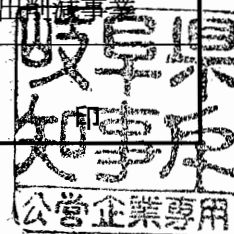


Ver 1.1

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス排出削減プロジェクト計画書

プロジェクト名	岐阜県営水道における小水力発電を用いた温室効果ガス排出削減事業
プロジェクト 代表事業者名	岐阜県知事 古田 肇



提出日 2011年 1月 7日

受理日 2011年 1月 11日

最終版提出日 2011年 3月 5日

A : 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 1			
事業者名(フリガナ)	岐阜県 (ギフケン)		
住所	岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1		
代表者氏名	古田 肇	担当者氏名	西澤 貴樹
担当者所属	都市建築部水道企業課	担当者役職	技術主査
担当者 E-mail	nishizawa-takaki@pref. gifu.lg.jp	担当者電話番号	058-272-8709
プロジェクトでの役割	実際の排出削減活動の実施者		
プロジェクト事業者(排出削減実施事業者) 2			
事業者名(フリガナ)	岐阜県 (岐阜県)		
住所	岐阜県岐阜市藪田南 2-1-1 (東部広域水道事務所釜戸発電所 : 瑞浪市)		
代表者氏名	古田 肇	担当者氏名	西澤 貴樹
担当者所属	都市建築部水道企業課	担当者役職	技術主査
担当者 E-mail	nishizawa-takaki@pref. gifu.lg.jp	担当者電話番号	058-272-8709
プロジェクトでの役割	実際の排出削減活動の実施者		
プロジェクト参加者 3 4			
事業者名(フリガナ)			
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 5			
事業者名(フリガナ)	岐阜県 (ギフケン)		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 6			
ダブルカウントの防止の措置 7			
ダブルカウントの 防止の措置を講ず る事業者	岐阜県		

ダブルカウントの防止措置内容	<p>【 類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力におけるRPS法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名: RPS法</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由:</p> <p>【 第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより確保された削減量を第三者に売却する際に、当該エネルギー等の価値は付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>
----------------	--

	<p>【 自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。</p> <p>あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ホームページ ホームページURL: <u>http://www.pref.gifu.lg.jp/kendo/jogesuido/suido/kensui/</u></p> <p><input type="checkbox"/> 出版物 (環境報告書/定期刊行物)</p> <p><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p>【 公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p><u>地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</u></p> <p><u>地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。</u></p> <p><u>「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</u></p> <p><u>地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。</u></p> <p>制度名: _____</p> <p>その他 _____</p> <p>具体的に: _____</p> <p><u>当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</u></p> <p><u>当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</u></p> <p>当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p>
--	--

- 1: プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- 2: プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- 3: プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。
 - ・ 温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者等
- 4: プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- 5: オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- 6: オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- 7: オフセット・クレジット(J-VER)の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款を参照すること。

B : プロジェクト活動の概要	
	項目
B.1 プロジェクト活動	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>【目的】 岐阜県環境基本計画、岐阜県新エネルギービジョンに位置づけられた「環境に配慮する水道」の実現のため、環境負荷低減対策の取り組みを推進する。</p> <p>【内容】 県営水道の水道管の標高差約 22m によって生じた水圧を有効利用するため、水車と発電機を水道管に設置し、小水力発電を平成 20 年度より行っている。これにより、電力会社からの電力を代替している。</p>
	<p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>水道施設で使用する電力は、電力会社より購入していた。</p> <p>また、水道管の標高差によって生じる圧力については、水をタンクへ貯留する際に減圧され、利用していなかった。</p>
	<p>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段</p> <p>水道施設の運転のための電力について、電力会社からの電力の供給に替え、小水力発電を使用することにより、CO2 排出量を削減する。</p>

B.2 採用技術	プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))				
	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
	水車	富士電機システムズ(株)	22年	平成20年3月	
	発電機	富士電機システムズ(株)	22年	平成20年3月	最大出力 90kW
	発電機盤	富士電機システムズ(株)	22年	平成20年3月	発電補機
	変圧器盤	富士電機システムズ(株)	22年	平成20年3月	送電補機
	LBS	富士電機機器制御(株)	22年	平成20年3月	送電補機
	主変圧器	富士電機システムズ(株)	22年	平成20年3月	送電補機
	母線連絡盤	富士電機システムズ(株)	22年	平成20年3月	送電補機
	VCB	富士電機機器制御(株)	22年	平成20年3月	送電補機
B.3 プロジェクト 実施場所	実施事業所名	岐阜県都市建築部東部広域水道事務所			
	住所	(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。) 岐阜県瑞浪市釜戸町 2190-12			
	概要	(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適宜添付する。) パンフレットに記載			

B : プロジェクト活動の概要							
B.4 プロジェクト期間 1	2008年4月1日 ~ 2030年3月31日(22年 0ヶ月)						
B.5 クレジット期間 2	2008年4月1日 ~ 2013年3月31日						
B.6 想定排出削減量 3	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	65	51	48	43	43	250
B.7 モニタリング報告の頻度	年1回を予定						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに)	<input checked="" type="checkbox"/> 受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称/補助元	地域新エネルギー等導入促進対策費(NEDO)					
	補助金額 (申請額含む)	42,387,000 円					
	補助金の使途	施設整備費					
	補助対象年月日	平成19年7月6日 ~ 平成20年3月31日					
	補助金を受給していることを証明する書類	(証拠書類の名称を記入し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に補助金交付通知書等を加えた上で、証拠書類を添付する。) 平成19年度地域新エネルギー等導入促進対策費補助金交付決定通知書					
B.9 他制度への申請 4	申請の有無 (いずれかに)	<input checked="" type="checkbox"/> 有 / 無					
	制度名 (有の場合のみ)	<u>RPS法</u> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。					
備考	プロジェクトの排出削減量やプロジェクトの実施に影響を与えうる現在もしくは将来的なリスク要因を特定する 各リスク要因に対する影響の軽減措置を記述する (リスクの例については、「記入要領」を必ず参照のこと) 機器の故障、電飾会社の停電(電力会社側の問題)により発電不能となる。 故障の都度、修理する。						

- 1: 2008年4月1日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明すること。
- 2: クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。
- 3: 想定排出削減量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。
- 4: 国内クレジット制度や海外の VER 制度等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

C: 方法論の適用		
C.1 ポジティブ リストの適格性 基準との整合 性	C.1.1 ポジティブ リストの番 号	No. E. <u>015</u> ver. <u>1.0</u>
	条 件	説 明 1
	C.1.2 条件1	東部広域水道事務所においては、従来から、電力会社より電力の供給を受け水道施設を運転してきた。平成 20 年度からは、小水力発電による電力の一部を水道施設の運転に利用し、電力会社から電力に替えている。
	C.1.3 条件2	当該設備の発電出力は 90kw である。
	C.1.4 条件3	当該施設は RPS 法の認証を取得し、RPS 法義務対象者である電力会社へ電気価値を販売しており、環境付加価値も電力会社に帰属する旨の契約を結んでいる。 このため、小水力発電量のうち電力会社への売電を行わず、自己消費で使用している電力については、当県に環境付加価値が帰属する。
	C.1.5 条件4	当該施設の投資回収年数は、15 年である。 ・ 設備費用 94,127 千円 (うち補助金 42,387 千円) ・ 不要となる電気料金 2,181 千円、売電収入 4,629 千円、維持費 3,430 千円 $(94,127 - 42,387) / (2,181 + 4,629 - 3,430) = 15.3$
	C.1.6 条件5	
C.2 適用方法 論	方法論番号	JEAM <u>E015</u> ver. <u>1.0</u>
	方法論名称	小水力発電による系統電力の代替

C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当する</th> <th>準拠の説明</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>一部準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注)全て準拠する場合は、説明は不要。</p>	該当する	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/>	全く準拠しない		<input type="checkbox"/>	一部準拠しない		<input checked="" type="checkbox"/>
該当する	準拠の説明	説明										
<input type="checkbox"/>	全く準拠しない											
<input type="checkbox"/>	一部準拠しない											
<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する											
C.4 ベースラインシナリオ(BLS)	C.4.1 BLSの特定	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)</p> <p>従来のとおり系統電力が使用される。</p> <p>(ベースラインシナリオを特定する際に信頼度及び入手可能性が低いデータを使用した場合、特定したベースラインシナリオが適切であることの根拠を以下に説明すること)</p> <p>なし</p>										
	C.4.2 BLSに関連した温室効果ガス排出源の特定	<p>(リーケージ(プロジェクトの実施により生じるプロジェクトバウンダリー外での温室効果ガス排出量の増加)が想定される場合には以下に説明し、モニタリングプランにおいて定量化すること)</p> <p>プロジェクト外に影響を与えない。</p>										
C.5 排出量・吸収量の定量化	C.5.1 不確かなデータの使用	<p>(削減量の定量化において不確かなデータを使用している場合には、削減量の過大評価がないことを以下に説明すること)</p> <p>不確かなデータの使用はない。</p>										
C.6 備考		<p>(プロジェクトとベースラインシナリオにおける製品又はサービス活動の種類と水準に著しい差異がある場合には以下に説明すること)</p> <p>なし</p> <p>(ベースラインの設定に関連する事情の変更等により、将来、プロジェクトを中止しなければならない状況が想定される場合にはその旨以下に説明すること)</p> <p>なし</p> <p>(プロジェクト排出量がベースライン排出量より増加するリスクがある場合にはその旨以下に説明すること)</p> <p>なし</p>										

1: ポジティブリストの条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に整理すること。また、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

D:その他				
D.1 関連する許認可及び関連法令等	<p>(想定される関連法令等については、別紙「オフセット・クレジット(J-VER)制度における手続きについて」の方法論ごとの記載を参照のこと)</p> <p>なお、ここに記載した法令等は、あくまでも想定される主な法令であり、他にも関連する法令等の有無について確認すること。</p>			
			該当しない	該当する
	1	大気汚染防止法		具体的に:
	2	水質汚濁防止法		具体的に:
	3	騒音規制法		具体的に:
	4	振動規制法		具体的に:
	5	景観法		具体的に:
	6	廃棄物の処理及び清掃に関する法律		具体的に:
	7	環境影響評価法		具体的に:
	8	建築基準法		具体的に:
	9	消防法		具体的に:
10	電気事業法		具体的に: 電気主任技術者の選任 電気工作物の設置届出 保安規程を作成	
D.2 環境影響評価及び環境測定	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p style="text-align: center;">なし</p>			
D.3 住民説明会の実施状況	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p style="text-align: center;">なし</p>			